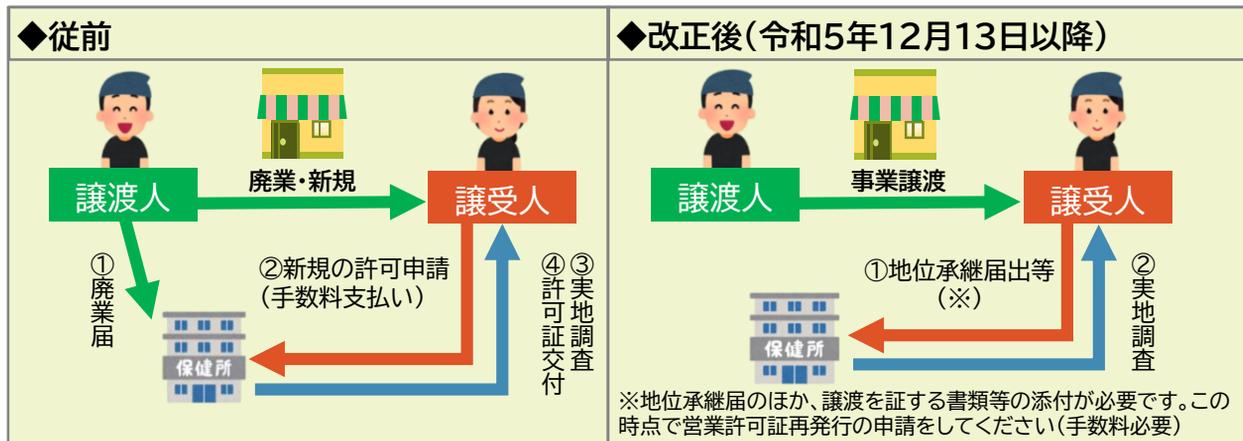


# 事業譲渡による営業許可の地位の承継について

生活衛生関係事業者等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律が令和5年6月14日に公布され、食品衛生法の一部が改正されました。

これまで営業許可に関する事業の全部を第三者に譲渡を行う場合、譲受人は、新たに営業許可の取得が必要でしたが、**令和5年12月13日以降に事業譲渡が行われた場合には、合併・分割・相続の場合と同様に、新たな許可の取得を行うことなく、届出により営業者の地位を承継できるようになりました。**



## 手続きの流れ

- 事前準備**
  - ・事業譲渡を行おうとする場合、譲渡人は可能な限り保健所に相談してください。また、譲渡人は、譲受人に対し譲渡する事業の内容や衛生管理の方針等について、適切に説明を行ってください。
  - ・譲渡人は、事業譲渡前に申請情報に変更がないか確認し、変更事項があれば届出を行ってください。
  - ・必要な書類を準備してください。
- 届出書類の提出**
  - ・**事業譲渡日以降に**、譲受人は必要書類を保健所へ提出してください。
  - ・譲渡に伴い変更事項がある場合は、変更届も提出してください。
  - ・露店又は自動車による営業許可の事業譲渡の場合は、設備も併せてご持参ください。
  - ・HACCPに沿った衛生管理の実施状況についても確認します。
- 実地調査**
  - ・届出受理後、業務の状況や設備について保健所が実地調査を行います。
  - ・再交付申請した営業許可証は、実地調査日から1週間後以降に交付します(窓口受取または郵送(有料))。

## 必要書類

- 営業許可申請書(地位承継) (控えが必要な場合は2部) ★1
- 営業の譲渡が行われたことを証する書類(譲渡契約書等の写し等)
- **【譲受人が法人の場合】** 法人の登記事項証明書(発行後6カ月以内)(写し可)
- HACCP(衛生管理計画)
- 営業許可証
- 営業許可証再交付申請書
- 営業許可証再交付申請の手数料 1件につき1,000円
- **《譲渡に伴い変更がある場合》** 営業許可申請書(変更) ★2
- **《施設の構造に変更がある場合》** 営業施設の平面図
- **《食品衛生責任者に変更がある場合》** 食品衛生責任者の資格を証明するもの(写し可)
- **【自動車による営業の場合】** 自動車検査証(写し)
- **【営業許可証の郵送を希望する場合】** 送付手数料700円

尼崎市ホームページから様式ダウンロードできます。



- ★1 営業許可申請書(地位承継)
- ★2 営業許可申請書(変更)

## 留意事項

### ➤ 地位承継の届出について

- **令和5年12月13日(施行日)以降に行われた事業譲渡が対象**です。令和5年12月12日以前に行われた事業譲渡については、改正前と同様に、譲渡人は廃業届を保健所へ提出し、譲受人は新規の営業許可申請が必要となります。
- 譲渡人と譲受人の間で、事業の内容や衛生管理の方法、施設の図面等を情報共有し、必要な届出等を確認してください。
- 譲受人は、遅滞なく保健所へ届出を行ってください。
- 地位承継の届出に手数料はかかりません。営業許可証再交付申請の手数料は、1件につき1,000円です。
- 原則として、承継の前後で、許可の内容は変更されません。変更がある場合は、譲り渡す前、または譲り受けた後に変更の届出を行ってください。**なお、事業を譲り渡す者が、譲渡以前に申請情報について変更届を怠っていた場合は、譲渡人から変更届の提出後に、地位承継届を提出するようお願いいたします。**
- 事業譲渡により営業者の地位を承継した場合には、許可の条件は、原則として承継されます。
- 事業譲渡による地位の承継の規定が適用されるのは許可ごとの譲渡であり、営業の許可がされている事業の一部を譲渡する場合(※)は事業譲渡に係る規定の対象外となり、新規の営業許可申請が必要となる場合があります。  
※例えば、1階と2階で1つの許可を取得している飲食店営業の営業者が、2階のみを譲渡する場合等
- 事業譲渡後に施設の増設等を行う場合は、事業譲渡の手続きとは別に、変更届の提出が必要です。ただし、施設について**同一性が認められないような大幅な変更がある場合は、新規の営業許可申請が必要**となる場合があります。

### ➤ 事業譲渡後の衛生管理について

- 営業における衛生管理に関する一義的な責任は、営業を譲り受けた者にあります。そのため、事業譲渡に際しては、食品衛生責任者の選任やHACCPに沿った衛生管理等が適切に実施されるよう、衛生水準の確保に努めてください。

### ➤ 営業の譲渡が行われたことを証する書類について

- 事業譲渡証明書(様式)が必要な場合は、尼崎市ホームページからダウンロードできます。印刷してご利用ください。保健所窓口でも配布しています。
- 譲渡契約書や両名による覚書等を「営業の譲渡が行われたことを証する書類」にする場合は、以下の項目の記載が必要です。
  - ・ 譲渡人氏名、住所(法人にあつては名称、代表者名、主たる事務所の所在地)
  - ・ 譲受人氏名、住所(法人にあつては名称、代表者名、主たる事務所の所在地)
  - ・ 営業施設の名称、所在地、営業許可の種類
  - ・ 当該営業許可に係る事業を譲渡した旨
  - ・ 譲渡年月日
- 個人事業主が法人に成り代わる(法人成り)場合も、当該個人事業主と法人成り後の法人との間で営業の譲渡が行われたことを証する書類が必要です。



### 【お問合せ先】

尼崎市保健所 生活衛生課(食品衛生担当)

〒660-0052

尼崎市七松町1-3-1フェスタ立花南館5階(③番窓口)

受付時間: 土日祝を除く9~12時・13~17時

TEL: 06-4869-3018

FAX: 06-4869-3049

E-mail: ama-seikatsueisei@city.amagasaki.hyogo.jp

保健所には専用駐車場がありません。  
フェスタ立花南館3・4階フロアに駐車場(有料)があります。  
来所の際は、公共交通機関をご利用ください。